



内閣府

令和 8 年 10 月 9 日
～美ら島の未来を拓く～
沖縄総合事務局

輸送の安全確保に関する命令の発出について

令和 8 年 10 月 9 日、一般旅客定期航路事業者に対し、輸送の安全確保に関する命令を発出したのでお知らせ致します。

記

1. 発出年月日

令和 8 年 10 月 9 日（金）

2. 事業者の名称及び住所

名称：有限会社安栄観光

住所：沖縄県石垣市字美崎町 1 番地

3. 違反の概要

令和 8 年 7 月 15 日に、一般旅客定期航路事業（石垣港～波照間航路）で運航する旅客船「ぱいじま 2」が、黒島東方海域付近を航行中、機関故障を起こした事故を端緒に、海上運送法第 25 条第 1 項に基づく監査を実施したところ、船舶安全法に基づく臨時検査を受検しないまま船舶を航行の用に供していたこと、海上保安部及び沖縄総合事務局に対し、安全管理規程に基づく報告が行われていなかった等、同社が定める安全管理規程を遵守していない違反事実が確認された。

4. 命令の内容

- (1) 安全統括管理者及び運航管理者及び船長は、船舶安全法に基づき、船舶の安全性に影響を及ぼす改造等を実施した場合には、法令に定める臨時検査を受検し、その安全性の確認を受けること。
- (2) 経営トップは、安全管理規程第 4 条に基づき、輸送の安全確保のため、船員法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則の徹底について、主体的に関与し、会社全体の安全マネジメント態勢を適切に運営すること。
- (3) 安全統括管理者は、安全管理規程第 17 条に基づき、海上運送法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を職員及び乗組員に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
- (4) 運航管理者は、安全管理規程第 18 条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
- (5) 運航管理者は、安全管理規程第 22 条に基づき、配船計画の作成にあたって安全性の検討を確実に実施した上で船舶を航行の用に供すること。
- (6) 運航管理者は、安全管理規程第 48 条に基づき、事故の発生を知ったときは、事故の状況及び講じた措置を速やかに海上保安官署等に連絡すること。
- (7) 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第 52 条に基づき、乗組員等に対し、年 1 回以上、事故処理に関する訓練を計画し実施すること。

5. 当該事業者に対する違反点数付与状況

当該命令により付された違反点数 29 点

当該事業者が付された累積違反点数 29 点

【問い合わせ先】

沖縄総合事務局運輸部運航労務監理官 普天間・平良

TEL:098-866-1839 FAX:098-860-2236